

枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱

平成21年3月4日制定

枚方市要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ、老人クラブ連合会又はひとり暮らし老人会連絡会（以下「老人クラブ等」という。）に対し老人クラブ等活動事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、老人クラブ等の活動の円滑化を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人クラブ おおむね60歳以上の者を構成員とする団体であつて、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として結成されたものをいう。
- (2) 老人クラブ連合会 円滑な老人クラブの運営を図るため、老人クラブで構成する組織をいう。
- (3) ひとり暮らし老人会 おおむね65歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者を構成員とする枚方市社会福祉協議会の登録団体をいう。
- (4) ひとり暮らし老人会連絡会 ひとり暮らし老人会の連絡調整を行うため、ひとり暮らし老人会で構成する組織をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人クラブ活動事業（老人クラブの構成員（以下「会員」という。）が常時参加して、恒常的かつ計画的に会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーションの振興を図り、並びに地域社会との交流を深めるために老人クラブが行う活動に係る事業をいう。以下同じ。）
- (2) 老人クラブ連合会活動事業（老人クラブの幅広い社会活動を促進するため、老人クラブに対して老人クラブ連合会が行う指導等の活動に係る事業をいう。以下同じ。）
- (3) 老人クラブ連合会運営事業（老人クラブ連合会の運営に係る事業をいう。以下同じ。）
- (4) ひとり暮らし老人会連絡会活動事業（ひとり暮らし老人会の幅広い社会活動を促進するため、ひとり暮らし老人会に対してひとり暮らし老人会連絡会が行う研修に係る事業をいう。以下同じ。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、老人クラブ、老人クラブ連合会及びひとり暮らし老人会連絡会とする。

2 前項の老人クラブは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 一定の区域（老人クラブの活動が円滑に行われる規模の区域をいう。）に住所を有する60歳以上の者（老後の円滑な活動の展開を図るために会員となることを希望する60歳未満の者を含む。次号において同じ。）で構成されていること。
- (3) 前号の区域に住所を有するすべての60歳以上の者が会員となることができるものとし、その10人以上の者が現に会員となっていること。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (4) 政治上又は宗教上の組織に属していないこと。
- (5) 会員の互選により代表者1人を置いていること。
- (6) 会員により自主的に運営が行われていること。
- (7) 活動費に充てるため、定期的に会員から会費を徴収していること。

3 第1項の老人クラブ連合会は、前項の老人クラブで組織されるものでなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助事業の区分に従い、同表の中欄に掲げる基準額と同表の右欄に掲げる対象経費の合計額とのいずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、所定の申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 老人クラブ、老人クラブ連合会及びひとり暮らし老人会連絡会の活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。
- (2) 関係帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておくこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示を遵守すること。

(補助金の交付の方法)

第9条 補助金は、概算払により交付する。

(補助金の不正流用の禁止)

第10条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の交付の目的及び補助金の交付に際して付された条件に従って補助金を使用し、補助金を他の目的に流用してはならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、毎年度末に補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額（以下「概算額」という。）が、前項の規定により確定した額（以下「確定額」という。）を超えているときはその差額を返還させ、又は概算額が確定額に満たないときはその差額を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたものがあるときは、当該交付の決定を取り消すことがある。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の額に相当する額の返還を求めることがある。

（様式）

第13条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱（平成18年枚方市要綱第24号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第5条関係）

区分	基準額	対象経費
老人クラブ活動事業	<p>1年度につき、次の区分により算定した額の合計額</p> <p>(1) 毎年度4月1日（年度途中で結成された場合は、その申請日）現在において次に掲げる会員数の区分に応じて、当該年度についてそれぞれ算定した額</p> <p>イ 10人以上19人以下の老人クラブ 790円×年間活動延べ月数</p> <p>ロ 20人以上29人以下の老人クラブ 1,480円×年間活動延べ月数</p> <p>ハ 30人以上39人以下の老人クラブ 2,170円×年間活動延べ月数</p> <p>ニ 40人以上49人以下の老人クラブ 2,860円×年間活動延べ月数</p> <p>ホ 50人以上の老人クラブ (4,230円に50人を超える人数が19人を超えるごとに1,040円の割合で加算した額) ×年間活動延べ月数</p> <p>(2) 月額30円に会員数を乗じて得た額</p>	社会奉仕活動、老人教養講座の開催、健康増進事業、老人友愛訪問活動等に要する報償金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料
老人クラブ連合会活動事業	<p>1年度につき、次の区分により算定した額の合計額</p> <p>(1) 200,000円</p> <p>(2) 160円に老人クラブ連合会に加入している老人クラブの会員数を乗じて得た額</p> <p>(3) 次に掲げる事業を実施する場合において、市長が必要と認めた額</p> <p>イ 老人クラブの活動別リーダーの育成</p> <p>ロ 女性役員及びリーダーの育成</p> <p>ハ 外部からの指導者・協力者の招へいの促進</p> <p>ニ 高齢者と他の世代との交流の促進</p> <p>ホ 会員以外の者のクラブ活動への参加の促進</p> <p>ヘ 老人クラブの広報・老人クラブへの加入の促進</p> <p>ト 高齢者に対する情報提供及び相談</p> <p>チ 地域の特性を生かしたモデル的な高齢者活動の促進</p> <p>リ 老人クラブに対する研修</p>	社会奉仕活動、老人教養講座の開催、健康増進事業及び老人クラブ研修の開催等に要する報償金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料並びに賃借料
老人クラブ連合会運営事業	<p>1年度につき、次の各号に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 老人クラブ連合会の事務職員に対する人件費の額。ただし、市において雇用する臨時職員の賃金の額を勘案して市長が別に定める基準により算定した額を上限とする。</p> <p>(2) 電話料金のうち基本料金の額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費の額</p>	当該事務職員の俸給及び諸手当、臨時に雇用する職員の賃金並びに役務費
ひとり暮らし老人会連絡会活動事業	1年度につき700,000円	ひとり暮らし老人会研修の開催に要する報償金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料